

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年3月9日（平成28年（行情）諮問第219号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第510号）

事件名：海事補佐人の一覧表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「海事補佐人の現在の登録者が分かるもの 登録データ」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の「2 開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、海難審判所長（以下「処分庁」という。）が行った平成27年12月4日付け海審総第127号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 非公開部分として、資格については、弁護士等の海事補佐人としての登録要件を示す記載である。
- (2) そもそも、海事補佐人登録は、弁護士登録その他の経験がなければ、することが認められていない。
- (3) 弁護士については、弁護士登録により弁護士法の定めにより資格保有についての氏名等が公開される以上、非公開としたことは、違法である。
- (4) 元号や出生年、生年月日については、公開すべきである。
- (5) 審判官又は理事官の職にあった者については、公務の履歴を有することであるから非公開としたことは、違法である。
- (6) 大学の船舶の運航若しくは船舶用機関の運転に関する学科の教授又は独法海技教育機構等における職にあった者についても公務に準じる経歴であり、非公開としたことは違法である。
- (7) 上記(3)ないし(5)に準じて、一級海技士の氏名等は、公開することが妥当である。
- (8) 住所や事務所、電話番号、FAX番号等については、弁護士登録により明らかにされている事があり、この場合は、公開が妥当である。

- (9) 海事補佐人としての登録は、弁護士その他の法律有資格者と同様に、海難審判における代理人としての特別の地位を有する資格に関する情報であるから、依頼者その他関係者の保護のためには、これらに関する情報は基本的に公開されなければならない。
- (10) 備考欄については、その欄の記載内容そのものが明らかではなく、その理由も明らかにされていないため、違法な非公開であるから、公開が妥当である。
- (11) 修正月日及び変更申請内容についても、事務所の移転等の情報であるから、公開が妥当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、「海事補佐人の現在の登録者が分かるもの 登録データ」の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする、一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示部分を開示すべきとして諮問庁に対して本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

上記第2のとおり。

3 海難審判所及び海事補佐人について

(1) 海難審判所について

平成20年10月1日の国土交通省の組織改編により、かつて存在した海難審判庁の業務のうち、懲戒処分の業務を承継し発足した特別の機関である。なお、海難審判庁が行っていた海難事故の原因究明の業務については、国土交通省の外局として新設された運輸安全委員会に承継された。

主な業務として、海難事故が発生した際に、海難審判法（昭和22年法律第135号）に基づき行政審判である海難審判を行い、海難審判を通じて海技士、小型船舶操縦士、水先人に対する懲戒処分を行い、海難の発生の防止に寄与することを目的としている。

(2) 海事補佐人について

海事補佐人とは、海難審判法施行規則（昭和23年運輸省令第8号。以下「規則」という。）に基づき、海難事故にあった当事者が海難審判を受ける際に、あらかじめ処分庁に登録されている海事補佐人を選任することにより、その当事者の代弁活動を行う者である。海事補佐人に登録するには、規則に基づき、一定の資格を有している者が、処分庁に登録申請を行うこととしている。

海難審判所長は、海事補佐人を登録した場合、その旨を官報に公示し

なければならない（規則30条）とし、海事補佐人登録簿を備える（規則22条）こととしているが、海事補佐人登録簿を公衆の閲覧に供さなければならないとの規程はない。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 原処分の妥当性について

原処分の経緯について、処分庁に確認したところ、処分庁は、以下のとおり説明する。

本件対象文書は、処分庁が保有している海事補佐人の一覧表であり、本件対象文書には、各海事補佐人の氏名、登録番号、資格、生年月日、住所、連絡先、事務所住所、登録年月日、備考、修正月日等が記載されている。このうち、氏名、登録番号及び登録年月日は、海事補佐人登録時に官報公示を行っており、既に公にされている情報であるため、開示とし、その他の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び同号ただし書ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しないことから、当該情報が記載されている部分を不開示とした。

上記の処分庁の説明について、諮問庁としても特段不自然、不合理な点も見受けられず、原処分は妥当であると考ええる。

(2) 資格の情報について

審査請求人は、各海事補佐人の資格の種別に応じ、上記第2のとおり様々な理由を記載し、不開示情報を開示すべきであると主張している。

しかしながら、そもそも資格の情報自体、海事補佐人の個人に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号に該当すると認められ、不開示が妥当である。

したがって、各海事補佐人の資格の種別に応じ、不開示情報を開示すべきとの審査請求人の主張は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年10月6日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分で不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

本件対象文書は、海事補佐人の一覧表であって、海事補佐人の氏名、登録番号、資格、生年月日、自宅及び事務所等の情報が表形式で整理されており、氏名欄、登録番号欄及び登録年月日欄の記載は開示され、別表の1欄に掲げる①ないし⑮の各項目欄の記載が不開示とされていることが認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の記載内容、本件不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、規則22条により海難審判所に備えることとされている海事補佐人登録簿とは別に、新規登録者の重複登録の確認や既登録者からの登録内容の問合せ等に対応するため、海事補佐人の情報を電子データで保有しているものである。本件対象文書には、海事補佐人登録簿の記載事項である氏名、生年月日、住所、事務所の所在地、登録番号及び登録年月日のほか、資格、電話番号、修正月日等の情報が記載されている。

イ 海事補佐人となるためには、規則19条に基づき、i) 一級海技士の免許を受けた者、ii) 審判官又は理事官の職にあった者、iii) 大学又は高等学校等において一定期間船舶の運航又は船舶用機関の運転に関する学科の教員等であった者、iv) 弁護士の資格がある者のいずれかの資格を有することが必要であることから、本件対象文

書の資格欄の記載は、各海事補佐人がいずれの資格を有するかを記載したものである。

ウ 本件対象文書は、各行ごとに特定の海事補佐人の氏名、登録番号、生年月日、自宅（住所）等が記載されているので、各行ごとに各海事補佐人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。このうち、氏名、登録番号及び登録年月日は、海事補佐人登録時に官報公示を行っており、既に公にされている情報であるため、開示したが、本件不開示部分は、同号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当する。

エ 審査請求人は、本件不開示部分①の資格欄の記載を開示すべきと主張する。

しかしながら、海難審判所が海事補佐人に関して公にしている情報は、上記ウのとおり氏名、登録番号及び登録年月日のみであり、海事補佐人が規則19条のいずれの資格を有するかの情報は公にしていない。

また、海事補佐人の氏名の公表により各資格を公にすることとなるのかについて検討すると、まず、一級海技士については、免許を与える国土交通省及び管轄の地方運輸局において、誰が一級海技士であるかといった情報を公表していないから、海事補佐人の氏名からその者が一級海技士であるかどうかは判明しない。

次に、審判官又は理事官については、海難審判所の職員であるから、現職であれば氏名の公表慣行があるものの、退職者の氏名は公表していないから、海事補佐人の氏名からその者が審判官又は理事官の職にあった者かどうかは判明しない。

さらに、大学等の教員等については、各大学等において教員等の氏名が公表されている可能性があり、弁護士については、氏名が公表されているが、海事補佐人の氏名からその者が大学等の教員等又は弁護士であることに結び付くものではない。

したがって、海事補佐人の氏名の公表により各資格を公にすることにはならず、資格欄の記載は法5条1号ただし書イには該当しない。

(3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する。

ア 本件対象文書に記載された情報は、各行ごとに各海事補佐人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるところ、氏名は

既に開示されているから、本件不開示部分の不開示情報該当性は、同号ただし書イないしハに該当するかどうかである。

イ 諮問庁は、上記（２）エのとおり、本件不開示部分①の資格欄の記載について法５条１号ただし書イに該当しない旨説明するが、弁護士については、日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録され、氏名等が公表されているから、原処分で開示された海事補佐人の氏名と照合すればその者が弁護士であるかどうかを容易に知ることができる。したがって、資格欄の弁護士との記載は、海事補佐人の氏名から当然知り得る情報といえるから、公にされているものと認められる。そして、弁護士については、事務所の住所、郵便番号、電話番号及びFAX番号が公表されているから、本件不開示部分①、⑧、⑨、⑩及び⑪の各欄の記載のうち弁護士に係るものは、公にされている情報であって、法５条１号ただし書イに該当するので、開示すべきである。

ウ 本件不開示部分①の資格欄の弁護士以外の記載については、海難審判所において公にしておらず、海事補佐人の氏名の公表により公にすることにはならない旨の上記（２）エの諮問庁の説明を首肯することができ、本件不開示部分⑧、⑨、⑩及び⑪の各欄の弁護士に係るものを除くその余の不開示部分についても、公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

したがって、本件不開示部分のうち①、⑧、⑨、⑩及び⑪の各欄の弁護士に係るものを除く部分は、法５条１号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。なお、海事補佐人の氏名は原処分で既に開示されていることから、法６条２項の部分開示の余地はない。

よって、本件不開示部分のうち①、⑧、⑨、⑩及び⑪の各欄の弁護士に係るものを除く部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号により不開示とした決定については、別表の「２ 開示すべき部分」欄に掲げる部分以外の部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の「２ 開示すべき部分」欄に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表（本件不開示部分と開示すべき部分）

1 本件不開示部分		2
	下記各欄の記載	左のうち開示すべき部分
①	資格	弁護士に係るもの
②	生年月日	なし
③	元号	なし
④	出生年	なし
⑤	郵便番号（自宅）	なし
⑥	自宅（住所）	なし
⑦	電話番号（自宅）	なし
⑧	郵便番号（事務所）	弁護士に係るもの
⑨	事務所（住所）	弁護士に係るもの
⑩	電話番号（事務所）	弁護士に係るもの
⑪	F A X 番号	弁護士に係るもの
⑫	携帯電話	なし
⑬	備考	なし
⑭	修正月日	なし
⑮	変更申請	なし